

ふるさと納税がもっとお得に便利になる!!

実質 2,000 円で全国の産地直送の特産品がもらえると話題沸騰中の「ふるさと納税」。制度の概要については AdviSe 第 109 号でもご紹介させていただきました。この春からは特例控除額の上限額が 2 倍になるうえ、確定申告も不要に。ますますお得に、便利になるふるさと納税をわかりやすくご紹介します。

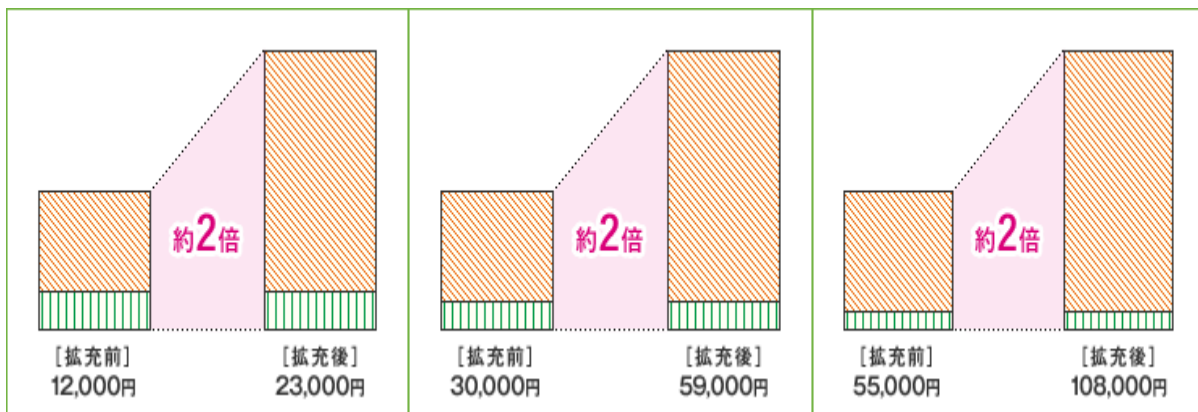
★ 2015年4月からの変更点

地域社会の活性化や人口減少対策など、政府の最重要課題となっている「地方創生」を推進するため、平成 27 年度の税制改正において、ふるさと納税の拡充が行われました。この春から、ふるさと納税は大きく制度が変わります。

- ① ふるさと納税枠が約 2 倍になる
- ② 確定申告が不要になり手続きが簡素化に
- ③ 申告不要者は住民税のみから控除される

現在発表されている大きな変更点のひとつは、「住民税の控除上限額を 1 割から 2 割に引き上げる」というもの。つまり、実質の最低自己負担額（現行では 2,000 円）を除いた全額が控除される限度額である「ふるさと納税枠」が約 2 倍に拡充され、節税効果も約 2 倍になるということになります。平成 27 年 1 月 1 日以降のふるさと納税から対象となります。

ケース別の具体事例 (イメージ) ※扶養家族が配偶者のみ(1名)の給与所得者の方の場合

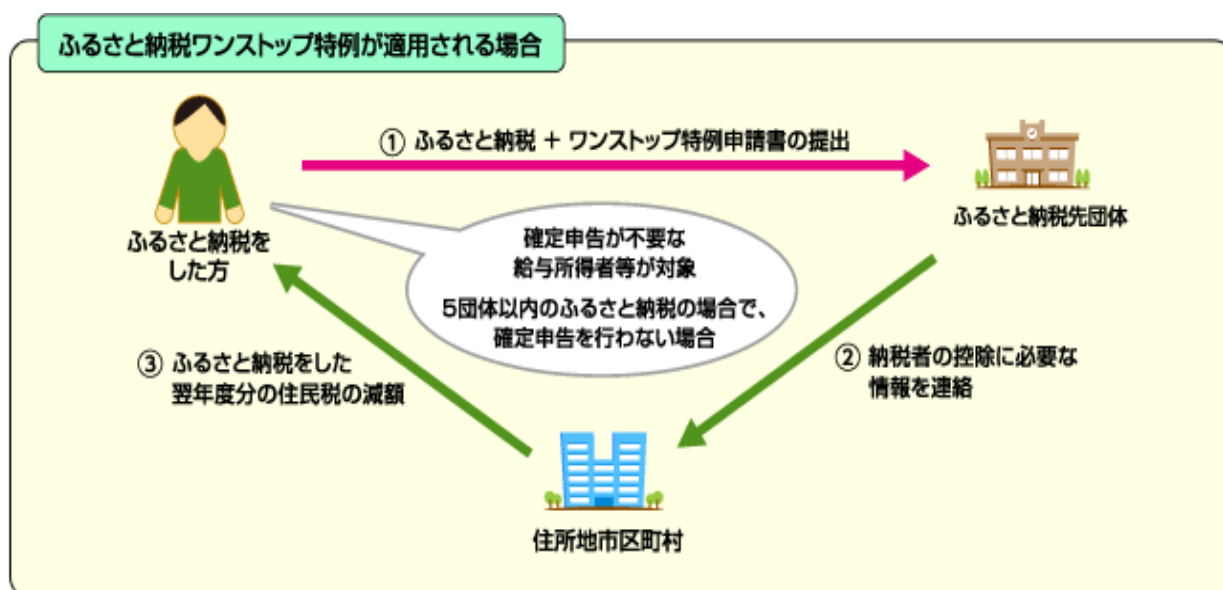


※実際のふるさと納税枠は収入や控除のあり方により、個人毎に異なります。

寄附金控除対象外 (2,000円) 控除額

出典) 総務省ふるさと納税ポータルサイトより

もう1つの大きな変更点が、会社員にとって煩わしい確定申告が条件付きで不要になり、手続きが簡素化（ふるさと納税ワンストップ特例制度）されるという点です。



出典) 総務省ふるさと納税ポータルサイトより

ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受けるためには、申請書に記入の上、ふるさと納税をする際に、ふるさと納税先団体へ申請書を提出する必要があります。住所変更など、提出済の申請書の内容に変更があった場合には、ふるさと納税をした翌年の1月10日までに、ふるさと納税先団体へ変更届出書を提出して下さい。

このふるさと納税ワンストップ特例制度は、平成27年4月1日以降に行うふるさと納税が対象です。既に平成27年1月1日から3月31日までにふるさと納税を行っている方につきましては、平成27年中のふるさと納税について控除を受けるために確定申告をする必要があります。

また、確定申告が不要になるのは「5地域まで」との条件がついている点にも注意が必要です。もし6地域に寄付した場合は1地域だけ確定申告をすればいいのではなく、6地域全ての確定申告をしなければなりません。確定申告をしたくない方は4月1日以降、5地域以内にとどめるのが得策でしょう。

3つ目の変更点として、今までは「所得税の還付+住民税の控除」だったものが、「住民税から控除する」という形に変更されることとなります。金額はどちらも同じです。

- 所得税→お金が戻る
- 住民税→お金が戻るのではなく、住民税が安くなる！

所得税の還付金は、確定申告をすれば3~5月頃に銀行振込などの形で実際に振り込まれる金額です。一方、住民税の控除は誤解されがちですが、お金が戻ってくるわけではありません。一般的に6月頃に税額が確定し、納税通知書と納付書が送られてきます。普通徴収であれば、本来は支払わなければならない住民税が控除額分だけ少なく済むということになり、特別徴収を採用している会社であれば、毎月の給与から天引きされる金額が少なくなるイメージをお持ち下さい。住民税が少なくなっていますので、結局は還付でも控除（減額）でも実質的には同じことで、しっかりと節税になっています。

ちなみに、確定申告が不要になるのは今まで確定申告が必要でなかった会社員が対象です。会社員でも確定申告の対象者は申告が必要で、その場合は従来通りの「所得税の還付+住民税の控除」という形になります。

今回の改正で制度が簡素化されることにより、ふるさと納税の利用はますます広がると見られています。